

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年5月28日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安倍 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月11日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当ファンドのファンド名称変更、当ファンドの信託報酬率の変更および当ファンドの投資対象のひとつである「CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）」につきまして、実質的な運用を行っております「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の主要投資対象を現物株式から上場投資信託証券へ変更することなどに伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

## &lt;訂正前&gt;

上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場パンダ」という名称を用いることがあります。

## &lt;訂正後&gt;

上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「上場パンダ」という名称を用いることがあります。

2019年5月29日付でファンドの名称を「上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300」から「上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300」に変更しました。以下同じ。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

###### ファンドの目的

主として、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざす投資信託証券に投資を行なうことにより、中国の金融商品取引所に上場されている投資信託証券およびCSI300指数に採用されている銘柄の株式を実質的な投資対象とし、円換算した同指数の動きと基準価額が高位に連動することをめざします。

※CSI300指数は、上海証券取引所(中国語名称「上海証券交易所」)および深セン証券取引所(中国語名称「深セン証券交易所」)に上場されている全A株のうち、時価総額および流動性の高い300銘柄で構成されており、中国の株価を代表する指数です。指数の算出方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。基準時を2004年12月31日とし、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。有償増資、新規上場および上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{CSI300指数} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 1,000$$

CSI指数は、中証指数有限公司(China Securities Index Co.,LTD)によって計算されます。中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所はCSI300指数の正確性を確保するために一切の必要な手段を講じます。しかしながら、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、過失の有無にかかわらず、CSI300指数のいかなる誤りについて、いかなる者に対しても責任を負わず、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、CSI300指数のいかなる誤りについても、いかなる者に対しても通知する義務を負いません。指数にかかわる価値や銘柄リストといった著作権は中証指数有限公司に属します。

<更新後>

###### ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

**受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。**

- ・ 売買単位は10口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
- ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・ 取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

## ●投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

## &lt;CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)&gt;

主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

## (ご参考)

- ・中国A株CSI300インデックスマザーファンド

主として、「E Fund CSI300 ETF\*」や「中国企業の人民元建株式」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざします。

- \* E Fund CSI300 ETF

中国の金融商品取引所に上場されている、CSI300指数への連動をめざす人民元建外国投資信託です。

## &lt;マネー・オープン・マザーファンド&gt;

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

## 《ファンドの仕組み》



## 主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

## &lt;訂正前&gt;

2008年 4月 7日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2008年 4月11日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

2018年 2月 1日

- ・金銭による一部解約スキームへ移行、繰上償還に係る条件の追加など

## &lt;訂正後&gt;

2008年 4月 7日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2008年 4月11日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

2018年 2月 1日

・金銭による一部解約スキームへ移行、繰上償還に係る条件の追加など

2019年 5月29日

・ファンド名称変更

新名称：上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300

旧名称：上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300

### （3）【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンドの仕組み

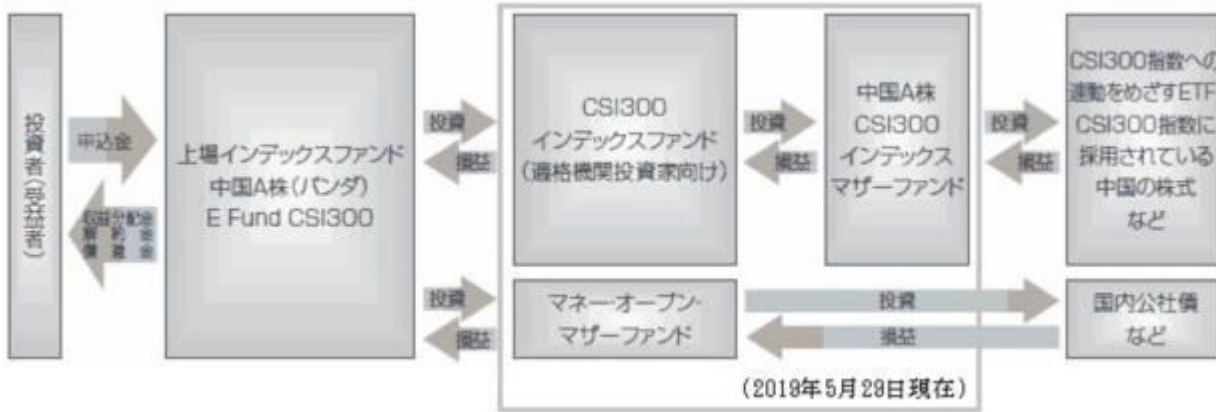


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<更新後>

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



## 2【投資方針】

### (2)【投資対象】

<更新後>

投資対象とする投資信託証券の概要

<CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

\*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ投資専用ファンドとなっております。

#### 運用の基本方針

基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。ただし、株式に直接投資することがあります。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。</li> <li>・なお、運用の効率化および流動性の確保を図るため、CSI300指数への連動を目指す上場投資信託証券に直接投資する場合があります。</li> <li>・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>

収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.162% <sup>*</sup> (税抜0.15%) *消費税率が10%になった場合は、0.165%となります。
その他報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54<sup>*</sup>(税抜0.5)を乗じて得た額</li> <li>投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54<sup>*</sup>(税抜0.5)を乗じて得た額(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の信託報酬として收受する規定のあるものに限ります。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。)</li> </ul> *消費税率が10%になった場合は、0.55となります。
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.6%(1口当たり)
その他の費用など	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用報告書などの作成および交付に係る費用、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。</li> <li>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。</li> </ul> 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限(2008年4月8日設定)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)

(ご参考) <中国A株CSI300インデックスマザーファンド>

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	<p>中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の金融商品取引所に上場されている投資信託証券および株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>&lt;2019年10月19日以降&gt;</p> <p>中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の金融商品取引所に上場されている投資信託証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する成果をめざして運用を行ないます。</p>
主な投資対象	<p>中国の金融商品取引所に上場されている投資信託証券およびCSI300指数に採用される中国企業の人民元建株式を主要投資対象とします。</p> <p>&lt;2019年10月19日以降&gt;</p> <p>中国の金融商品取引所に上場されている投資信託証券を主要投資対象とします。</p>



投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、中国の金融商品取引所に上場されている外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券および中国企業の人民元建株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する投資成果をめざします。対象指数への連動性を維持する上で有用と判断される場合には、運用の効率化および流動性の確保を図るため、株価指数先物取引（CSI300指数を対象とするものに限られません。）を活用する場合があります。</li> <li>・上場投資信託証券および株式の組入比率は高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。また、中国における決済制度上の制約ならびに市場流動性等によって、対象指数への連動性が低下する場合があります。</li> <li>・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> <p>&lt;2019年10月19日以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、中国の金融商品取引所に上場されている外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する投資成果をめざします。対象指数への連動性を維持する上で有用と判断される場合には、運用の効率化および流動性の確保を図るため、株価指数先物取引（CSI300指数を対象とするものに限られません。）を活用する場合があります。</li> <li>・上場投資信託証券の組入比率は高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。なお、中国における決済制度上の制約ならびに市場流動性等によって、対象指数への連動性が低下する場合があります。また、外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券への投資が出来なくなる場合には、他の上場投資信託証券もしくは中国企業の人民元建株式に投資する場合があります。</li> <li>・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.6%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2008年4月8日設定）
決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）＜E Fund CSI 300 ETF＞（中国籍人民元建外国投資信託）

#### 運用の基本方針

基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざします。
主な投資対象	CSI300指数の構成銘柄株式を主要投資対象とします。
投資方針	CSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして構成銘柄株式に投資します。
主な投資制限	運用資産残高の90%以上をCSI300指数の構成銘柄株式に投資します。
収益分配	管理会社の判断により、毎年4回まで収益分配を行なうことがあります。

#### ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.30% （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、法律顧問費用、連動目標指数に関する標章の使用料、監査費用、信託財産に関する租税など。

#### その他

運用会社	イーファンド・マネジメント・カンパニーリミテッド （易方達資産管理有限公司）
管理会社	中国建設銀行
信託期間	無期限（2013年3月6日設定）
決算日	原則として、毎年12月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

#### 運用の基本方針

基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとしします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<更新後>

##### 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.162% <sup>*1</sup> （税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.462% <sup>*2</sup> （税抜0.45%）程度
実質的負担	0.624% <sup>*3</sup> （税抜0.60%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.162%<sup>\*1</sup>（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.462%<sup>\*2</sup>（税抜0.45%）程度 がか

かり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.624%<sup>\*3</sup>（税抜0.60%）程度となります。投資対象とする「CSI300 インデックスファンド（適格機関投資家向け）」の信託報酬が年率0.162%<sup>\*4</sup>（税抜0.15%）程度かかり、加えて実質的に投資対象とする「E Fund CSI300 ETF」の信託報酬が0.30%程度かかります。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

\* 1...0.165%、\* 2...0.465%、\* 3...0.63% \* 4...0.165%

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

\* 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更および、実質的な投資対象とする上場投資信託証券の組入比率や当該上場投資信託証券の変更などにより変動します。

#### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.15%（2019年5月29日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.15%	0.10%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

#### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

### （5）【課税上の取扱い】

#### < 更新後 >

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

#### 個人受益者の場合

##### 1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

##### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等

の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### 2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

##### 3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されません。

##### 4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は2019年5月28日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。